

# 滋賀県立高等専門学校施設整備事業 競争的対話実施要領

## 1 目的

- ・入札参加者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する入札参加者の理解を深め、発注者の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、個別に対話を実施します。

## 2 参加単位

- ・入札参加資格があると認められた参加グループ単位とします。
- ・グループの全ての構成企業、協力企業の参加は義務付けませんが、代表企業は必ず参加することとします。
- ・参加者は事前に「競争的対話申込書」（様式1-3）により届け出た方とし、やむを得ない場合を除き、事前に届け出た参加予定者以外の方への変更は認めません。
- ・参加人数は、現地での参加人数を12名以内とします。
- ・入札参加者グループに所属する方のWEB会議システムによる参加（傍聴のみ）を妨げませんが、効率的な対話運営のため、発言は現地での参加者のみとさせていただきます。なお、接続は入札参加者が自ら行ってください。

## 3 実施日時および場所

- ・令和6年2月15日（木）～16日（金）に実施し、1グループ当たり90分とします。
- ・日程、時間は、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）と代表企業との間で調整します。参加を希望する代表企業は入札説明書「4（6）」を参照の上、参加申し込みを行ってください。
- ・会場は、滋賀県立大学A0棟3階 第2会議室（滋賀県彦根市八坂町2500）で行います。

## 4 競争的対話実施者

### (1) 入札参加者

- ・代表企業、構成企業、協力企業に所属する担当者（事前に届け出た参加希望者として）

### (2) 発注者

- ・事務局担当者（滋賀県立大学・滋賀県担当者、アドバイザー一業務受託企業担当者）

## 5 競争的対話の進め方(当日の運営)

### (1) 時間の配分

- ・競争的対話の前後に以下のとおり、入室・説明準備、注意事項等説明および退室の時間を見込んでいます。
- ・入室・説明準備の時間が以下の想定時間を上回った場合には競争的対話の時間を短縮することで調整するため、速やかに入室および資料配布等の準備を行ってください。

入室・説明準備	2分間
注意事項等説明	2分間
競争的対話	85分間
退室	1分間

## (2) 当日の進行

- ・全体の司会進行は事務局側で行います。
- ・対話の進め方は、以下のとおりです。
  - ①議題ごとに参加者が背景・趣旨、確認したい内容等の説明を行います（補足がない場合は確認事項の説明は不要です。）。
  - ②事務局から、説明された背景・趣旨、確認したい内容等に対して確認、質問等を行います。
  - ③議題ごとに事務局から応答します。
  - ④それを受けた再度の質疑応答を行います。
  - ⑤次の議題に移ります。
- ・参加者間の公平性の確保を図るため、質疑応答の途中であっても予定時間を経過した時点で、対話は終了します。ただし、議題ごとの時間制限は設けません。

## 6 留意事項

- (1) 競争的対話への参加は義務ではありません。また、競争的対話への参加の有無は、最優秀提案者を選定する際の審査に影響しません。
- (2) 競争的対話では、事務局は、参加者から事前に提出された「競争的対話の議題」（様式1-4）について、要求水準を満たすものであるか否かについて回答しますが、提案内容の優劣などについて個別のアドバイス等を行いません。なお、回答に確認を要するものについては、後日の回答とする場合があります。
- (3) 「競争的対話の議題」に記載がない議題や、「競争的対話の議題」に記載があっても、時間内に対話が行われなかった議題については、原則として回答を行いません。
- (4) 対面・口頭による意見交換を原則としますが、事務局および参加者相互の意思疎通を円滑にするために、参加者が競争的対話の場で、図や資料等を書面で提示することは可能とします。ただし、その場合は「競争的対話申込書」と同時に電子メールで事前に提出してください（資料はPDF形式としてください。）。
- (5) 図や資料等を配布する場合は、事務局分の資料を18部持参してください（参加者分は、必要部数を適宜用意してください。）
- (6) 当日競争的対話の席上で、参加者が新たな図面、資料等を配付することは認めません。ただし、事前に提出された資料と同一であれば、拡大した図面、資料等のパネル等を持ち込むことは妨げません。
- (7) パソコン、プロジェクター等を用いた説明は認めません。
- (8) 特別な理由がない限り、途中の入退室、カメラ等の記録媒体の使用は認めません。ただし、録音機の使用は認めるものとします。
- (9) 参加者は、令和6年2月26日（月）午後5時15分までに、「競争的対話の実施結果」（様式1-

5) に、競争的対話の内容および結果について敬体(です・ます体)で記録し、電子メールで法人に提出してください。提出先は、入札説明書「4(2)」の提出先と同一とします。法人は、参加者が作成した「競争的対話の実施結果」について確認を行った上で、競争的対話の結果公表のために使用します。また、提出された記録の内容に関して、記載趣旨を明確化するため、問い合わせや修正依頼等を行うことがあります。

(10) 競争的対話の結果は、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、競争的対話の実施後、令和6年3月4日(月)(予定)に法人ホームページで公表します。

(11) 競争的対話における事務局の回答は、法人ホームページで公表した内容を正式回答とします。

(12) 対話当日は、各自名刺をお持ちください。

(13) 対話終了後は、速やかに解散いただくよう、ご協力をお願いします。

## 7 対話当日の緊急連絡先

・対話当日に緊急の連絡が必要になった場合は、下記連絡先にご連絡ください。

公立大学法人滋賀県立大学事務局 高等専門学校開設準備室

〒522-8533 彦根市八坂町 2500

電 話：0749-47-3007

メール：[kosen@office.usp.ac.jp](mailto:kosen@office.usp.ac.jp)